

岩手県告示第207号

景観保全型広告整備地区の指定（平成13年岩手県告示第69号）で指定した屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下「条例」という。）第16条の3第1項の規定に基づく景観保全型広告整備地区を次のとおり変更したいので、その旨告示する。

平成22年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更に係る景観保全型広告整備地区の名称 平泉周辺地域景観保全型広告整備地区
- 2 変更後の区域の案 景観形成重点地域の指定（平成12年岩手県告示第311号）により指定した平泉周辺景観形成重点地域のうち、条例第4条第1項各号又は第6条第1項各号に該当する地域又は場所（これらの地域又は場所のうち、平泉町の区域を除く。）
- 3 変更後の基本方針の案の概要 別紙のとおり
- 4 変更後の区域及び基本方針の案の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成22年3月9日から同月23日まで
 - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課、県南広域振興局土木部及び県南広域振興局一関総合支局土木部並びに一関市役所、奥州市役所及び平泉町役場

備考1 「別紙」は、省略し、変更後の区域及び基本方針の案の縦覧の場所に備えておいて縦覧に供する。

- 2 平泉周辺地域景観保全型広告整備地区の区域内の住民並びにその区域内において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者及びこれらを管理する者は、4（1）の期間の満了の日までに、縦覧に供された案について知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県県土整備部都市計画課である。